

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、ヘリコプターの輸送や発電機維持コストの高騰等に直面する山岳における公益的機能を担う山小屋を営業する者が、エネルギーコストを削減し、収益構造の改善を図るため、より高効率な環境対応設備への更新や新設に要する経費の一部を、予算の範囲内で補助することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「山小屋」とは、長野県登山安全条例（平成27年長野県条例第52号）第20条に規定する指定登山道の周辺で、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」、第3項に規定する「簡易宿所営業」に該当する施設又はこれに準ずるものとして知事が特に認める施設をいう。

2 この要綱において、「山小屋事業者」とは、前項の施設を営業する者をいう。

(補助対象者等)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、山小屋事業者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公共団体と民間企業が共同出資して設立する法人を除く。）とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

(1) 山小屋事業者又はその役員が、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者

(2) 国税又は県税に未納がある者

(3) 令和7年度補正予算により県が交付する「私立学校エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金」、「社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）」、「農業エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「林業エネルギーコスト削減促進事業補助金」に申請又は申請する予定がある者

(4) その他知事が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象設備の更新・新設の対象となる建物等を有する山小屋事業者が、より高効率な環境対応設備への更新や新設を行うことにより、エネルギーコストを削減し、収益構造の改善を図ろうとする次の各号のいずれかの要件を満たす事業とし、申請にあたってコースを選択するものとする。

(1) 基本コース

令和4年度から令和6年度のエネルギーコスト削減助成金の交付を受けたことがない事業であること

(2) 促進コース 次のいずれの要件も満たすこと。

ア 事業活動温暖化対策計画書（第5次計画期間）を県に提出している又は提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率を9%以上（年平均3%以上）とすること）

イ 長野県SDGs推進企業登録制度における登録を行っている又は行うこと

2 補助対象事業は、山小屋において実施することとし、補助事業により取得し、又は効用の増加した環境対応設備等（以下「取得財産等」という。）を固定資産台帳へ記載する場合には、設置場所が山小屋となるようにすること。

3 対象設備の更新・新設の対象となる建物等における事業内容は、農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業でないこと。

4 次に掲げる事業については、補助金の交付の対象としない。

(1) 県又は市町村が交付する他の補助金等の交付を受けた事業

(2) 国の支出金又は補助金等の交付を受けた事業（自己で負担しない額に限る）

(3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

(4) 分担金又は負担金としての市町村支出事業

(5) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教もしくは政治的目的のための活動と認められる事業

(6) 公序良俗に反する事業

（補助対象経費、補助率、補助下限額及び上限額）

第5 第4に規定する補助対象事業において、更新や新設の補助対象となる環境対応設備、補助対象経費、補助率、補助下限額及び上限額は、別表のとおりとする。なお、消費税及び地方消費税については補助対象経費としない。

2 補助対象経費には、対象設備の更新・新設に要する工事費及び更新の場合は処分費を含めることができる。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、対象経費から控除する。

3 対象設備の更新・新設に要する経費のうち、リース料、保証料等の設備取得に付随する経費及び中古設備の取得等に関する経費は、交付の対象外とする。

（補助金の額）

第6 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助上限額のいずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7 補助金の交付を申請しようとする山小屋事業者は、次項の補助金交付申請書に第3項各号の関係書類を添付して知事に提出することにより、交付申請を行うものとする。

2 規則第3条に規定する申請書は、山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金交付申請書

(様式第 1 号) とする。

3 規則第 3 条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画書 (様式第 1 号の 2)
- (2) 予算収支内訳書 (様式第 1 号の 3)
- (3) 補助要件確認書兼誓約書 (様式第 1 号の 4)
- (4) 補助対象経費にかかる見積書の写し
- (5) 導入しようとする設備の仕様・性能がわかる書類 (カタログ等) の写し
- (6) 更新の場合は、更新前の既存設備の仕様・性能がわかる書類 (カタログ等) の写し (省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ) 設備単位型』補助対象設備一覧 (一般社団法人環境共創イニシアチブ HP を参照) に登録されている設備に更新する場合は不要)
- (7) 法人においては履歴事項全部証明書の写し、個人においては住民票の写し (いずれも交付申請の 3 か月以内に発行されたもの)
- (8) 国及び県の納税証明書の写し (交付申請の 3 か月以内に発行されたもの)
- (9) 前各号に掲げるものの他、知事が必要と認める書類

4 補助金の交付を申請しようとする山小屋事業者は、効果的な事業実施のため、第 8 の交付決定前に補助事業を開始する場合には、あらかじめ知事へ山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金事前着手届 (様式第 2 号) を提出しなければならない。ただし、届出により、補助金の交付が確約されるものではない。

(補助金の交付決定)

第 8 知事は、第 7 第 1 項の交付申請を受けたときは、受付順にその内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者 (以下「補助事業者」という。) に通知するものとする。

2 知事は、規則第 5 条の規定により、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第 9 補助事業者は、規則第 7 条第 1 項に規定する申請の取下げを行う場合は、山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金交付申請取下届出書 (様式第 3 号) を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第 10 補助事業者は、山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画書の内容の変更又は予算収支内訳書における補助対象経費の総額や配分の変更をしようとするときは、あらかじめ山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画変更承認申請書 (様式第 4 号) により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、変更する内容が次の各号の全てに該当する場合にあっては、この限りではない。

- (1) 変更内容が次に掲げるとおり軽微であり、設備の種類に変更がないとき
 - ア 補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- (2) 補助対象経費総額に変更がない又は 20%未満の減額であるとき
- (3) 補助対象経費を新たに追加するものでないとき
- (4) 補助対象経費の配分の変更後、いずれの経費も 20%未満の変更であるとき

2 知事は、前項の規定による変更の申請を受け、これを承認したときは、変更交付決定を行い、補助事業者へに通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 11 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 2 月 1 日のいずれか早い日までに、山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金実績報告書（様式第 6 号）により、規則第 12 条第 1 項に規定する報告を知事に行うものとする。

2 規則第 12 条第 1 項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金実績内容説明書（様式第 6 号の 2）
- (2) 実績収支内訳書（様式第 6 号の 3）
- (3) 取得財産等管理台帳（様式第 6 号の 4）
- (4) 補助対象経費証票類（見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、支払を証する書類（通帳等））の写し
- (5) 更新の場合は更新前設備の産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の適正に処理されたことを証明する書類の写し、又はそれに代わる書類等
- (6) 県に提出した事業活動温暖化対策計画書（第 5 次計画期間）の写し（促進コースのみ）
- (7) 長野県 SDGs 推進企業登録制度に登録済の場合は登録証の写し、又は申請済であるが登録証がない場合は長野県 SDGs 推薦企業登録申請書の写し（促進コースのみ）
- (8) 前各号に掲げるものの他、知事が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 12 知事は、第 11 の報告を受けたときは、必要に応じて現地調査を行い、報告の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へに通知するものとする。

（補助金の支払い）

第 13 補助事業者は、補助金額の確定後、補助金の支払いを受けようとするときは、山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金請求書（様式第 7 号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第 14 知事は、補助事業者が規則第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるとき

は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に支払われている補助金があるときは、規則第 16 条の規定により、補助事業者に対して、期限を定めて、その返還を命じることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により、補助金の返還を求められたときは、規則第 17 条の規定による加算金及び延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第 15 補助事業者は、第 4 第 2 項に規定する取得財産等を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の実施期間内に取得財産等があるときは、第 11 第 1 項に規定する山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金実績報告書に取得財産等管理台帳（様式第 6 号の 4）を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 16 取得財産等のうち、規則第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定により知事が指定する処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械装置、その他の財産とする。

2 規則第 19 条第 2 項第 2 号の規定による期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認を受けた補助事業者が当該処分により収入があったと認めたときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(報告等)

第 17 促進コースの補助事業者は、補助事業完了後の翌年度から 3 年間において、事業活動温暖化対策計画書制度の定めに従い、事業活動温暖化対策実施状況等報告書を毎年 7 月末日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、この要綱の実施において必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は書類の提出を求めるか、若しくは調査することができる。

(関係書類の保管)

第 18 補助事業者は、補助金の申請に係る書類及び帳票類を常に整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、第 13 の補助金の支払いを受けたときは、補助事業完了後 5 年間、前項の書類及び帳票類を全て保管しておかなければならない。

(その他)

第 19 この要綱の規定にない書類等の様式その他事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 3 日から施行する。

(別表)

コース	補助対象となる環境対応設備(設備区分)	補助率	補助下限額	補助上限額
基本 コース	・空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、建物付属設備(断熱ガラス、サッシ、断熱材及び建物気密改善に限る)、発電設備、蓄電設備の更新 ・建物付属設備(断熱材及び建物気密改善に限る)、発電設備、蓄電設備、エネルギー管理設備の新設	1/2 以内 発電設備 (太陽光) は出力 1kW あたり 4 万円以内	1 山小屋につき 50 万円	1 山小屋につき 500 万円
促進 コース	・空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、建物付属設備(断熱ガラス、サッシ、断熱材及び建物気密改善に限る)、発電設備、蓄電設備の更新 ・建物付属設備(断熱材及び建物気密改善に限る)、発電設備、蓄電設備、エネルギー管理設備の新設	3/4 以内 発電設備 (太陽光) は出力 1kW あたり 4 万円以内	—	1 山小屋につき 1,500 万円

※補助対象となる環境対応設備(設備区分)に含まれる詳細な設備種別は、対象設備一覧表で別に定める。発電設備及び蓄電設備は非常用を目的とした新設を除く。

(様式第 1 号) 第 7 関係

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金交付申請書

令和 年 (年) 月 日

長野県知事 様

所 在 地
名 称
役職・代表者名

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱第 7 第 1 項の規定により、下記のとおり、補助金の交付を申請します。

記

1 申請するコース及び交付申請額

〇〇コース _____ 円

※予算収支内訳書(様式第 1 号の 3)の補助対象経費(税抜)に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨)又は補助上限額のいずれか少ない方を記載してください。

2 申請する事業概要

(1) 取組概要 ※30 字程度で記載。

(記載例) 〇〇の更新／新設によりコスト削減・収益改善を図る

(2) 対象設備を更新・新設する所在地(市町村名まで)及び事業者・事業所名

(記載例) 長野県〇〇市 (株)〇〇 〇〇事業所

3 添付書類

(1) 山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画書(様式第 1 号の 2)

(2) 予算収支内訳書(様式第 1 号の 3)

(3) 補助要件確認書兼誓約書(様式第 1 号の 4)

(4) 補助対象経費にかかる見積書の写し

(5) 導入しようとする設備の仕様・性能がわかる書類(カタログ等)の写し

(6) 更新の場合は、更新前の既存設備の仕様・性能がわかる書類(カタログ等)の写し(省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧(一般社団法人環境共創イニシアチブ HP を参照)に登録されている設備に更新する場合は不要)

(7) 法人: 履歴事項全部証明書の写し／個人: 住民票の写し※発行後 3 か月以内、個人番号なし

(8) 国及び県の納税証明書の写し(交付申請の 3 か月以内に発行されたもの)

(9) その他知事が必要と認める書類

(担当者連絡先)

所属・役職・氏名	
電話番号	
E-mail	

(様式第1号の2) 第7関係

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画書

更新前後の設備又は新設する設備の内容（全○枚中の○枚目）※1

※1 記載欄が不足する場合は様式を追加し記載してください。

更新の場合		更新前の設備※2	更新後の設備
	設備区分 設備種別	—	(記載例) 空調・換気設備 業務用エアコン
	設備名	—	省エネの達人プレミアム
	メーカー名 型番・型式等	—	〇〇社 RPC-GP112RGH6
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		☒ 登録有 ☐ 登録無
	省エネ法消費効率 等目標基準値※3		—
	設備の性能・消費 効率等の値※3	—	—
	基準達成率(%)※3		—
	出力※4		—
	売電の有無/割合 売電先等※4		—
	数量	—	2台
	設備区分 設備種別	(記載例) 建物付属設備 窓ガラス及びサッシ	建物付属設備 断熱ガラス及びサッシ
	設備名	木製サッシ・シングルガラス	断熱サッシ・二重ガラス
	メーカー名 型番・型式等	不明 不明	〇〇社 Low-E 複層ガラス仕様
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		☐ 登録有 ☒ 登録無
	省エネ法消費効率 等目標基準値※3		無し
	設備の性能・消費 効率等の値※3	熱貫流率 6.51kcal/㎡h℃	熱貫流率 2.33kcal/㎡h℃
	基準達成率(%)※3		—
	出力※4		—
	売電の有無/割合 売電先等※4		—
	数量	20枚	20枚

※2 更新後の設備がトップランナー基準を満たす(省エネ基準達成率100%以上の)場合、更新前設備(表の左側)の記載は不要

新設の場合	設備区分 設備種別	(記載例) 発電設備 太陽光パネル及び付属設備
	設備名	SUNTECH STP545S
	メーカー名 型番・型式等	〇〇社 SUN2000-20KTL-M3

『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧	—
省エネ法消費効率 等目標基準値※ ³	—
設備の性能・消費 効率等の値	(太陽電池) 78.48kW (パワーコンディショナー) 40kW
基準達成率(%)※ ³	—
出力※ ⁴	40kW ※太陽光発電の場合は、太陽電池、パワーコンディショナーのうち 低い方を記載
売電の有無/割合 売電先等※ ⁴	売電有 20% 中部電力パワーグリッド
設備設置により エネルギーコスト削減となる理 由	〇〇小屋は高地にあるため、商用電力の引込みが物理的に不可能 であり、ディーゼル発電機により電力を確保している。太陽光発 電設備の導入により、発電に利用する燃料消費が抑制され、エネ ルギーコスト削減に繋がる。
設備区分 設備種別	(記載例) 建物付属設備 断熱材設置
設備名	フェノールフォーム断熱材 1 種 2 号
メーカー名 型番・型式等	〇〇社 80-CR
『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧	—
省エネ法消費効率 等目標基準値※ ³	—
設備の性能・消費 効率等の値	熱伝導率 0.020W/(m・K)
基準達成率(%)※ ³	—
出力※ ⁴	—
売電の有無/割合 売電先等※ ⁴	—
設備設置により エネルギーコスト削減となる理 由	〇〇小屋では空調設備として薪ストーブと灯油ストーブを併用 しているが、建物内に断熱材を設置し、暖房負荷を減らすことに より、ストーブの燃料消費が抑制され、エネルギーコスト削減に 繋がる。

※³ 省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧（一般社団法人環境共創イニシアチブ HP を参照）に登録されている設備の場合は記載不要

※⁴ 発電設備・蓄電設備以外は記載不要

(様式第1号の3) 第7関係

予算収支内訳書

1 収入の部

収入区分	収入内容	金額 (円)
補助金	山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金	9,375,000
自己資金		4,375,000
借入金		
その他		
合計		13,750,000

※収入の部の金額の合計と支出の部の補助事業に要する経費の合計が一致するようにしてください。

2 支出の部

経費区分	支出内容	補助事業に要する経費(税込)(円)	補助対象経費(税抜)(円)
設備費	業務用エアコン×2	1,650,000	1,500,000
	断熱ガラス及びサッシ×20	1,100,000	1,000,000
	太陽光パネル及び付属設備一式	6,600,000	6,000,000
	設備費小計	9,350,000	8,500,000
工事費	断熱ガラス及びサッシ取付工事 太陽光パネル設置工事	4,400,000	4,000,000
処分費			
その他			
合計		13,750,000	12,500,000

※消費税は補助対象となりませんので、補助対象経費は税抜にしてください。

※必要に応じて行を追加・削除してください。

(様式第1号の4) 第7 関係

補助要件確認書兼誓約書

令和 年 (年) 月 日

長野県知事 様

所 在 地
名 称
役職・代表者名

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金の交付を申請するにあたり、次の全ての補助要件を満たしていることを誓約します。

1 補助事業者の要件 ※要件を満たしている場合は、□にチェックを入れてください。

項目	補助要件	確認
山小屋事業者であること	長野県登山安全条例（平成 27 年長野県条例第 52 号）第 20 条に規定する指定登山道の周辺で旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項に規定する「簡易宿所営業」に該当する施設又はこれに準ずるものとして知事が特に認める施設を営業する者である	☐ 該当
対象外の事業者でないこと	次のいずれでもないこと (1) 山小屋事業者又はその役員が、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者 (2) 国税又は県税に未納がある者 (3) 令和 7 年度補正予算により県が交付する「私立学校エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金」、「長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）」、「農業エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「林業エネルギーコスト削減促進事業補助金」に申請又は申請する予定がある者	☐ 該当

2 補助対象事業の要件 ※誓約できる場合は、□にチェックを入れてください。

項目	要件	誓約
コース別の補助要件	(基本コースの場合) これまでにエネルギーコスト削減助成金の交付を受けていない事業であること	☐ 誓約する
	(促進コースの場合) 次のいずれの要件も満たすこと ア 事業活動温暖化対策計画書（第 5 次計画期間）を県に提出している又は提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率を 9 %以上（年平均 3 %以上）とすること） イ 長野県 SDGs 推進企業の登録を行っている又は行うこと ※いずれも実績報告までに提出・登録し、その写しを提出すること	

事業実施、 設置要件	補助対象事業は、山小屋において実施することとし、補助事業により取得し、又は効用の増加した環境対応設備等（以下「取得財産等」という。）を固定資産台帳へ記載する場合には、設置場所が山小屋となるようにする	☐ 誓約 する
事業内容の 要件	対象設備の更新・新設の対象となる建物等における事業内容は、農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業でない	☐ 誓約 する
対象外事業 に当たらないこと	次に掲げる事業でないこと。 (1) 県又は市町村が交付する他の補助金等の交付を受けた事業 (2) 国の支出金又は補助金等の交付を受けた事業（自己で負担しない額に限る） (3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業 (4) 分担金又は負担金としての市町村支出事業 (5) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教もしくは政治的目的のための活動と認められる事業 (6) 公序良俗に反する事業	☐ 誓約 する

(様式第 2 号) 第 7 関係

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金事前着手届

令和 年 (年) 月 日

長野県知事 様

所 在 地
名 称
役職・代表者名

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり補助金の交付の決定前に事業に着手したいので、届け出ます。

なお、交付の決定前に着手する事業に関し、山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱に規定する補助事業の要件を備えていないこと、その他の事由により補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

記

補助金の交付の 決定前に事業に 着手する理由	
着手日	年 月 日 (予定)

(様式第3号) 第9関係

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金交付申請取下届出書

令和 年 (年) 月 日

長野県知事 様

所 在 地
名 称
役職・代表者名

令和 年 月 日付け長野県指令 山観第 号で交付決定のあった山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金に係る交付申請を、下記のとおり取り下げます。

記

1 取り下げる補助事業のコース及び取組概要

- (1) ○○コース
- (2) 取組概要 ※交付申請書(様式第1号) 2 (1) を転載

2 取下げ理由

(様式第4号) 第10 関係

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画変更承認申請書

令和 年 (年) 月 日

長野県知事 様

所 在 地

名 称

役職・代表者名

令和 年 月 日付け長野県指令 山観第 号で交付決定のあった山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金に係る交付申請を、下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 補助金変更交付申請額

_____ 円

2 交付決定を受けたコース及び補助金既交付決定額

〇〇コース _____ 円

3 変更の内容及び理由

4 添付書類

(1) 変更前後の山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画書

(2) 変更前後の予算収支内訳書

(3) その他知事が必要と認める書類※予算収支内訳書の積算根拠資料（見積書やカタログ等）

(様式第 5 号) 第 10 関係

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年（ 年） 月 日

長野県知事 様

所 在 地

名 称

役職・代表者名

令和 年 月 日付け長野県指令 山観第 号で交付決定のあった山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金に係る事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認してください。

記

1 中止（廃止）する補助事業のコース及び取組概要

(1) ○○コース

(2) 取組概要 ※交付申請書（様式第 1 号）2（1）を転載

2 中止（廃止）する理由（中止する場合、中止する期間）

3 事業の進捗状況

(様式第 6 号) 第 11 関係

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金実績報告書

令和 年 (年) 月 日

長野県知事 様

所 在 地
名 称
役職・代表者名

令和 年 月 日付け長野県指令 山観第 号で交付決定のあった山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金に係る事業について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金のコース及び補助金実績額

〇〇コース _____ 円

※実績収支内訳書(様式第 6 号の 3)の補助対象経費(税抜)に補助率を乗じて得た額(千円未満切捨)又は補助上限額のいずれか少ない方を記載してください。

2 補助要件の達成状況 ※促進コースのみ記載

(1) 事業活動温暖化対策計画書(第 5 次計画期間)の提出 ※計画書の総括表①③シートから転載

提出日	基準年度(R7)の 排出量実績(t-CO ₂)	最終年度(R10)の 排出量目標(t-CO ₂)	目標削減率 (%)

(2) 長野県 SDGs 推進企業登録制度における登録 ※登録証がない場合、登録日は未記入で可

申請日	登録日

3 添付書類

- (1) 山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金実績内容説明書(様式第 6 号の 2)
- (2) 実績収支内訳書(様式第 6 号の 3)
- (3) 取得財産等管理台帳(様式第 6 号の 4)
- (4) 補助対象経費証票類(見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、支払を証する書類(通帳等))の写し
- (5) 更新の場合は更新前設備の産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の適正に処理されたことを証明する書類の写し、又はそれに代わる書類等
- (6) 県に提出した事業活動温暖化対策計画書(第 5 次計画期間)の写し(促進コースのみ)
- (7) 長野県 SDGs 推進企業登録制度に登録済の場合は登録証の写し、又は申請済であるが登録証がない場合は長野県 SDGs 推薦企業登録申請書の写し(促進コースのみ)
- (8) その他知事が必要と認める書類

(様式第6号の2) 第11 関係

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金実績内容説明書

更新前後の設備又は新設する設備の内容（全○枚中の○枚目）※¹※¹ 記載欄が不足する場合は様式を追加し記載してください。

更新の場合		更新前の設備※ ²	更新後の設備
	設備区分 設備種別	—	(記載例) 空調・換気設備 業務用エアコン
	設備名	—	省エネの達人プレミアム
	メーカー名 型番・型式等	—	〇〇社 RPC-GP112RGH6
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		☒ 登録有 ☐ 登録無
	省エネ法消費効率 等目標基準値※ ³		—
	設備の性能・消費 効率等の値※ ³	—	—
	基準達成率(%)※ ³		—
	出力※ ⁴		—
	売電の有無/割合 売電先等※ ⁴		—
	数量	—	2 台
	設備区分 設備種別	(記載例) 建物付属設備 窓ガラス及びサッシ	建物付属設備 断熱ガラス及びサッシ
	設備名	木製サッシ・シングルガラス	断熱サッシ・二重ガラス
	メーカー名 型番・型式等	不明 不明	〇〇社 Low-E 複層ガラス仕様
	『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧		☐ 登録有 ☒ 登録無
	省エネ法消費効率 等目標基準値※ ³		無し
	設備の性能・消費 効率等の値※ ³	熱貫流率 6.51kcal/㎡h℃	熱貫流率 2.33kcal/㎡h℃
	基準達成率(%)※ ³		—
	出力※ ⁴		—
	売電の有無/割合 売電先等※ ⁴		—
	数量	20 枚	20 枚

※² 更新後の設備がトップランナー基準を満たす(省エネ基準達成率 100%以上の) 場合、更新前設備(表の左側)の記載は不要

新設の場合	設備区分 設備種別	(記載例) 発電設備 太陽光パネル及び付属設備
	設備名	SUNTECH STP545S
	メーカー名 型番・型式等	〇〇社 SUN2000-20KTL-M3

『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧	—
省エネ法消費効率 等目標基準値※ ³	—
設備の性能・消費 効率等の値	(太陽電池) 78.48kW (パワーコンディショナー) 40kW
基準達成率(%)※ ³	—
出力※ ⁴	40kW ※太陽光発電の場合は、太陽電池、パワーコンディショナーのうち 低い方を記載
売電の有無/割合 売電先等※ ⁴	売電有 20% 中部電力パワーグリッド
設備設置により エネルギーコスト削減となる理由	〇〇小屋は高地にあるため、商用電力の引込みが物理的に不可能 であり、ディーゼル発電機により電力を確保している。太陽光発 電設備の導入により、発電に利用する燃料消費が抑制され、エネ ルギーコスト削減に繋がる。
設備区分 設備種別	(記載例) 建物付属設備 断熱材設置
設備名	フェノールフォーム断熱材 1 種 2 号
メーカー名 型番・型式等	〇〇社 80-CR
『(Ⅲ)設備単位型』 補助対象設備一覧	—
省エネ法消費効率 等目標基準値※ ³	—
設備の性能・消費 効率等の値	熱伝導率 0.020W/(m・K)
基準達成率(%)※ ³	—
出力※ ⁴	—
売電の有無/割合 売電先等※ ⁴	—
設備設置により エネルギーコスト削減となる理由	〇〇小屋では空調設備として薪ストーブと灯油ストーブを併用 しているが、建物内に断熱材を設置し、暖房負荷を減らすことに より、ストーブの燃料消費が抑制され、エネルギーコスト削減に 繋がる。

※³ 省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧（一般社団法人環境共創イニシアチブ HP を参照）に登録されている設備の場合は記載不要

※⁴ 発電設備・蓄電設備以外は記載不要

(様式第6号の3) 第11 関係

実績収支内訳書

1 収入の部

収入区分	収入内容	金額 (円)
補助金	エネルギーコスト削減補助金	9,375,000
自己資金		4,375,000
借入金		
その他		
合計		13,750,000

※収入の部の金額の合計と支出の部の補助事業に要する経費の合計が一致するようにしてください。

2 支出の部

経費区分	支出内容	補助事業に要する経費(税込)(円)	補助対象経費(税抜)(円)
設備費	業務用エアコン×2	1,650,000	1,500,000
	断熱ガラス及びサッシ×20	1,100,000	1,000,000
	太陽光パネル及び付属設備一式	6,600,000	6,000,000
	設備費小計	9,350,000	8,500,000
工事費	断熱ガラス及びサッシ取付工事 太陽光パネル設置工事	4,400,000	4,000,000
処分費			
その他			
合計		13,750,000	12,500,000

※消費税は補助対象となりませんので、補助対象経費は税抜にしてください。

※必要に応じて行を追加・削除してください。

(様式第6号の4) 第11、第15 関係

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制 限期間	保管 場所	補助率	備考

※1 対象となる取得財産等は、交付要綱第16第1項に定める財産とする。

2 財産名の区分は 機械装置、その他とする。

3 数量は同一規格等であれば一括して記載してもよいこととする。ただし、単価が異なる場合は分割して記載すること。

4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

5 処分制限期間は、交付要綱第16第2項に定める期間を記載すること。

(様式第7号) 第13 関係

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金請求書

令和 年 (年) 月 日

長野県知事 様

所 在 地
名 称
役職・代表者名

令和 年 月 日付け長野県達 山観第 号で額の確定のあった山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

_____ 円

2 振込先口座

金融機関名		本支店名	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

3 添付書類

金融機関名、口座番号、口座名義人等が確認できる書類（通帳の写し等）

(様式第8号) 第16関係

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金財産処分承認申請書

令和 年 (年) 月 日

長野県知事 様

所 在 地

名 称

役職・代表者名

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金により取得した財産を処分したいので、山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱第16第3項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 補助金額の確定日及び文書番号

令和 年 月 日付け長野県達 山観第 号

2 品目及び取得年月日

3 取得価格及び時価

4 処分の方法

5 処分の理由

6 納付金額